

※ 本ガイドは、主に都内事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症の予防や感染者発生時の対応に関する基本的な事項をまとめたものです。実際の対応については、法令・各種ガイドラインを遵守するとともに、保健所・医療機関の指示に従ってください。

【ご参考】 会員企業の皆様へ

新型コロナウイルス感染症への対応ガイド

～お客様・従業員・事業を守るために～

[目次]

- Part 1 職場における感染予防策（自社の予防体制のチェックリストとしてご活用ください）
- Part 2 感染が疑われる従業員への対応策
- Part 3 感染者が発生した場合の対応策
- Part 4 Q & A、リンク集

Part 1 職場における感染予防策

※ 実際の対策には、東京都感染拡大防止ガイドラインや業界団体のガイドラインも参照してください。

1. 正しい情報を把握し、冷静に対応しよう！

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
…新型コロナウイルス情報、政府の取り組みなど
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 「接触確認アプリ（COCOA）」のインストール
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- 東京都「新型コロナウイルス感染症対策サイト」
…東京都の感染状況、感染疑いのある方へのお知らせなど
<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/flow>
- 東京都「新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」
…都民・事業者向けに支援策を紹介するサイト
<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>
- （一社）日本渡航医学会・（公社）日本産業衛生学会
「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」
<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0604koukai.pdf>
- 従業員の健康状態をチェックする
…出勤前、従業員に検温や体調確認をさせ、毎日報告など

2. 毎日できることをしっかりやろう！

- 利用者・従業員にマスク着用の徹底を周知し、着用していない場合は配布等に努めている。
- 消毒備品等を各所に設置し、利用者・従業員に手洗いや手指消毒の徹底を周知している。
- 咳エチケットの励行、共用タオル等を使用しない、制服をこまめに洗濯する等衛生管理を徹底している。

3. ソーシャルディスタンスは出来るだけ2m！

- 行列整理や床の目印表示、オンラインでの日時指定予約等により混雑を回避している。
- 座席の工夫（アクリル板の設置）など従業員も含めて対人間隔を確保し、大声で会話しないよう周知している。
- 対面が想定される場所への遮蔽物（窓口の透明ビニール）等の設置、キャッシュレス化等で接触機会を低減している。

4. 3つの密（密閉・密集・密接）を避けよう！

- 3密が予想される場合、整理券の配布や入場者数・滞在時間の制限等を行っている。
- 扉や窓を開け、扇風機を外部に向けて使用するなど、定期的な換気を行っている。
- 従業員の休憩室等はできる限り換気を行い、対面で食事・会話をしないようにしている。

5. こまめな施設の清掃・消毒が大切です！

- 熱がある利用者の入場・入店をお断りしている。
- 複数の人が触れる場所や物品を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒している。
- 使用済みマスク等は、ビニール袋に入れて縛るなど密閉して捨てるよう表示している。
- 清掃・消毒・ごみ回収は手袋・マスクを着用し、事後に手洗い・手指消毒を徹底している。

Part 1 職場における感染予防策

※ 実際の対策には、東京都感染拡大防止ガイドラインや業界団体のガイドラインも参照してください。

6. コロナ禍を契機に、社内体制を整備しよう！

- 緊急事態を想定した訓練の実施やBCP（事業継続計画）・新型コロナウイルス感染防止体制（感染防止対策の策定・変更について全社的に検討する機関）の整備等に取り組んでいる。
- 体制整備には経営者が積極的に関与するとともに、制度作りにとどまらず、現場でしっかり機能するように従業員に対し、周知・理解促進を図っている。
- 体制整備には衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフ、弁護士・社労士等の専門家、労働者代表も加えるなど様々な意見を取り入れるよう工夫している。
- テレワークや在宅勤務、時差出勤といった柔軟な働き方の実現に向けて取り組んでいる。

【参考1】感染症対策支援ツールを無償提供！ ～東商、東京都医師会、東京都の三者が連携～ 「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」

- コースⅠ：新型コロナウイルスを含む感染症に関する基本的な知識を学べる設問形式のドリル・Eラーニングを提供。
- コースⅡ：基本的な感染症BCP(業務継続計画)を作成できるガイドとひな型を提供。感染症の発生段階に応じた、より実用的フォーマットにリニューアル。
- コースⅢ：風しん抗体検査の受診・予防接種の促進をサポート。

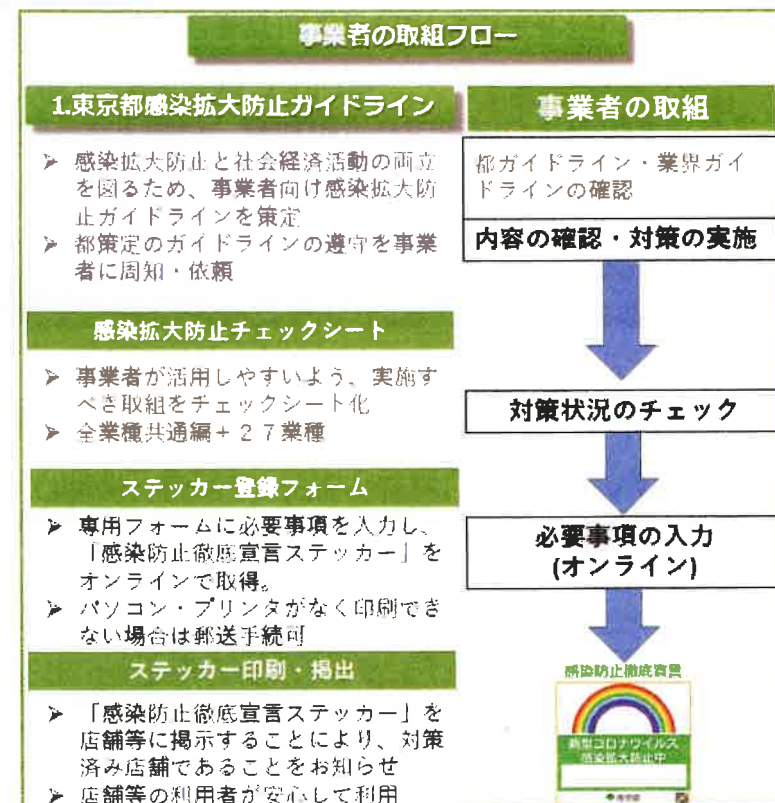
「職場で始める」で【検索】！

<https://www.tokyo-cci.or.jp/kenkokeiei-club/12/>

7. 「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得しよう！

東京都では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済社会活動との両立を図るため、事業者向け東京都感染拡大防止ガイドラインを作成。

本ガイドラインや各業界団体作成のガイドラインを参考に、事業者の皆様は感染防止対策を徹底していただき、対策を行った店舗・事業所を登録することで、「**感染防止徹底宣言ステッカー**」を取得できる。



(出典：東京都福祉保健局)

Part 2 感染が疑われる従業員への対応策

※ 5ページの対応フロー図をご参照ください

1. 従業員から発熱があると連絡を受けた場合、または社内で発熱者が出た場合

- 基本は、自宅待機（就業時間中であれば、マスク着用の上帰宅させる）
- 本人に症状がなくても、家族に体調不良の兆候があれば無理をさせない
- 従業員に自宅待機などを命じる場合は、感染症法、労働関係法令、就業規則等もチェック
→ 休暇付与や休業手当支給、労働者派遣などに関して問い合わせが多い

※ 詳細は巻末Q&A「Q 2. 新型コロナウイルスに関する労働法令・ルールを確認したい」を参照

- 風邪の症状はないが、「感染したかもしれない…」と不安に思う方もフォローする
→ 「新型コロナコールセンター（0570-550571）」に電話するようアドバイス！

2. 自宅待機後の症状別の対応（解熱・症状が緩和した or 緩和しない）

- (A) 自宅待機後、3日程度以内に解熱・症状が緩和 → 「職場復帰を検討」（必要に応じて産業医と相談）
- ・ 発症後「少なくとも8日経過している」、または、薬剤内服のない状態で発熱・咳・下痢・全身倦怠感などが消失して「少なくとも3日経過している」こと等が目安
 - ・ 「陰性証明」や「復職診断書」を医療機関に求めないようにすること

(B) 3日程度経過しても、症状が緩和しない

→ かかりつけ医や各区保健所の相談センター・新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター 03-5320-4592）に連絡！

- ① 「息苦しさ」「強いだるさ」「高熱」等の強い症状がある場合
- ② 重症化しやすい方（高齢者・基礎疾患のある方）や妊婦の方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
→ ①・②の場合は、3日程度の待機期間をおかずにできるだけ早く受診する！
- ③ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合

Part 2 感染が疑われる従業員への対応策

※ 5ページの対応フロー図をご参照ください

3. 感染の疑いがあり、受診が必要と判断された場合

- かかりつけ医や各区保健所の相談センター・新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）から、最寄りのPCR検査センター、新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）を紹介してもらい、受診する

→ マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診すること

4. 受診の結果、医師が「検査の必要あり」と判断した場合

- 東京都健康安全研究センター、各区で設置している新型コロナウイルス検査センター、民間検査機関（インターネットで検索可能「例：〇〇区PCR検査」）等でPCR検査を行う

（A） 陰性なら・・・ 自宅で安静 / 症状が改善しない場合は再度医療機関に相談

（B） 陽性なら・・・ 入院（感染症指定医療機関等）または宿泊療養・自宅療養

＜民間PCR等検査費軽減への支援を＞

要望！

行政検査にあたるPCR検査は公費負担となり、感染者側の自己負担額は実質無料。ただし、ビジネス目的の検査は、基本的に保険適用外の検査となり高額（数万円）。日本・東京商工会議所は検査費の軽減を強く要望（※）。

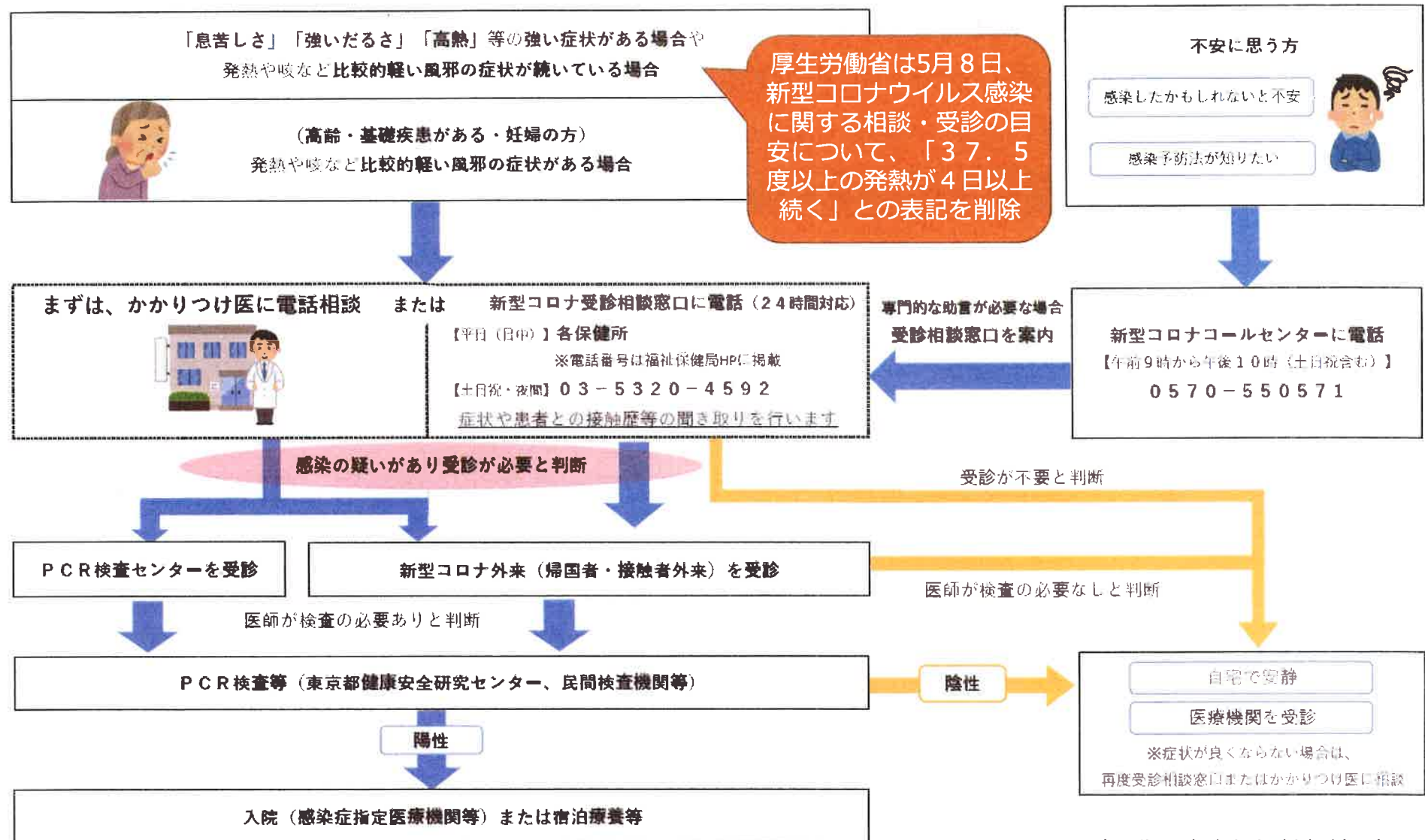
（※）日商・東商「活動再開の基礎的インフラである検査体制の拡充と医療提供体制の安定化に向けた要望（2020年7月28日）」

【コロナウイルス検査法・特徴】

	目的	検体採取部位	検査対象	精度
PCR検査	現在の感染状況	鼻・喉の粘液 喀痰、唾液	ウイルスの遺伝子	正しい判定は7割程度
抗原検査	現在の感染状況	鼻・喉の粘液 唾液	ウイルスに特有の蛋白質	PCR検査に劣る
抗体検査	過去の感染実績	血液	ウイルスの抗体	精度にばらつきがある

（出典：各種報道等資料）

[参考] 感染が疑われる場合の対応フロー



(出典：東京都福祉保健局)

Part 3 感染者が発生した場合の対応策

1. 関係先（官公庁・医療機関等）への報告と連携

- 速やかに管轄の保健所報告し、指示に従う（必要に応じて産業医にも連絡）
 - ・ あらかじめ保健所と事業者との間で連絡窓口（担当者）を決めておく
 - ・ 保健所の調査に協力するため、情報を整理する
 - 発症日、勤務した場所、感染者情報（感染者の業務内容やフロア図・座席など）、濃厚接触者、日頃取引のある業者などをリスト化しておく。
 - トラブルを避けるため、本人に個人情報取得や第三者提供の同意を得ておく。
 - ・ 必要に応じて、ビル管理会社や事業者団体（商店会）、町内会などの関係先へ連絡
- 感染が確認された場合は医療機関の指示に従い入院が必要
 - 軽症の場合、宿泊施設療養と自宅療養を選択する。

2. 事務所内の清掃・消毒

- 保健所からの指導に基づき、事業者が職場を清掃・消毒（費用は事業者の自己負担）
 - ・ 地域にある消毒業者を調べておくほか、消毒に必要な物品が揃っているか確認
- 保健所からの指導に基づき、感染付近のエリア・事業所の一時閉鎖などを検討
 - ・ 通常の業務ができなくなるのであれば、対外広報を行う（次頁参照）
 - 保健所からの指導がない場合もあるので、能動的に対応すること！

Part 3 感染者が発生した場合の対応策

3. 対外的な広報活動

- 自社のBCPや社内規定を踏まえて、広報体制や情報開示方針を策定
 - ・ 経営者が積極的に関与するとともに、弁護士等専門家の意見も聴く
- 職場で感染者が発生した場合、対外的に情報開示すべきかどうか検討する
 - ・ 例えば、「重要な事業の縮小で地域経済に大きな影響を与える場合」や「社会インフラの利用を介して感染拡大の可能性がある場合」などは、開示の必要性が高まる
 - ・ 一方で、海外事業所の従業員で他国の医療体制の中で対応できている場合などは、開示しないという選択肢もある
 - いずれにせよ、感染の状況や業種・事業規模、顧客・取引先の数等で対応が異なり、ケース・バイ・ケースでの判断が求められる。
- どのような情報をどこまで開示するか検討する（不必要な情報開示は却って混乱を招く）
 - ・ 感染場所、人数、経緯（感染が判明するまでの感染者の行動）、事業所の対応（感染者への対応、消毒作業の内容）は基本的な開示項目
 - 感染者の性別や年齢、行動履歴など個人のプライバシーに関わる情報を開示する場合は、あらかじめ弁護士等専門家に相談しておくことが望ましい。
- 広報窓口を一元化する
 - ・ 噂や不確定情報が独り歩きしないよう徹底し、「問い合わせ対応Q&A」を用意
- 対外的な広報手段を検討する
 - ・ HP掲載、店頭・窓口での掲示が基本 ⇒ 必要に応じて関係先・取引先へ個別に通知
 - ⇒ さらに社会的に影響が大きい場合は「プレスリリース」を検討

Part 3 感染者が発生した場合の対応策

4. 従業員とのコミュニケーション

- 同じ職場で感染者が出たことにより、他の従業員が動揺し、士気の低下を招いたり、「不安で休みたい」といった要望が増えたりする可能性がある
 - ・ 休暇や手当の支給方法についてあらかじめ社労士等専門家と対応方針を検討しておく
 - ・ 濃厚接触者がいる場合は、保健所に情報を提供（濃厚接触者もPCR検査が実施される）
→ 従業員の声や要望などを取りまとめて、経営側に伝えることも大切。
- 事実を隠さない（情報開示の範囲は弁護士等専門家と相談すること）
 - ・ 情報開示方針のもとで社内報やイントラネット・メールなどを活用し、社内で情報を共有（对外広報と同じタイミングで社内にも周知）
→ さらに、経営者自らの言葉で感染拡大防止に向けた対応方針をしっかりと説明・周知。
- 状況の変化に応じて情報・対応方針は更新し、従業員全員に徹底すること
 - ・ テレワークや自宅待機の従業員が増えると情報の共有が難しくなる
→ 「私は聞いていない」「取引先から指摘されて初めて知った」ということがないように、全員に情報を伝える手段を整えておく。
- 感染者本人へのフォローと職場復帰（差別やいじめを絶対に許さない職場環境をつくる）
 - ・ 適切な感染予防対策をとったうえでコロナウイルスに感染する＝悪いことではない
→ 感染した本人やご家族の気持ちに寄り添って、職場内で差別やいじめを起さない。
→ インターネットで自社や感染者に関する風評被害が発生していないかチェック。
 - ・ 発症日から10日間経過後、かつ、症状軽快から72時間経過後（厚労省通知6/12）、退院が可能（医療機関に「陰性証明」や「復職診断書」を求めない）
→ 復帰の際は、主治医・産業医等の助言に従い、在宅勤務含め感染防止策を徹底する。

Part 4 Q & A、リンク集

Q 1. 新型コロナウイルス感染症に関して相談したい

- 厚生労働省 電話相談窓口 [番号] 0120-565653 (フリーダイヤル) [受付] 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)
- 東京都 電話相談窓口 [番号] 0570-550571 [受付] 9:00~22:00 (土日・祝日も実施)

Q 2. 新型コロナウイルスに関係する労働法令・ルールを確認したい

- 厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A (企業の方へ向け)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

Q 3. 業種ごとの対応ポイントやチェックシートがほしい

- 東京都「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～」
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007942/1007968.html>
- 東京都「感染拡大防止チェックシート」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

Q 4. 東京都内の保健所を調べたい

- 東京都福祉保健局 特別区保健所・保健センター一覧
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shisetsu/kuho_list.html
- 東京都福祉保健局 都保健所一覧 (多摩地域、島しょ部)
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/hokenjyo.html>

Q 5. 濃厚接触者の定義を確認したい (4/20に定義が変更)

- ・ **患者が発症する2日前から、1m程度の距離で、マスクをせずに15分以上会話した場合**などが濃厚接触に該当する。
マスクをしていれば濃厚接触に該当しない。また、マスク無しでも1m超離れていれば濃厚接触には該当しない。

※ 詳しくは、国立感染症研究所HPを参照

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

Part 4 Q & A、リンク集

【参考2】感染者が発生した場合の公表文例1

丁寧バージョン

2020年〇月〇日
株式会社 □□

総務・広報グループ 広報担当

当社における新型コロナウイルス感染者の発生について

2020年〇月〇日、当社〇〇営業所に勤務する従業員1名が新型コロナウイルス（COVID-19）に感染していることが判明いたしました。経過は以下のとおりです。

- 〇月〇日 体調不良により〇〇度の発熱。当日は有給休暇を取得し、自宅待機
- 〇月〇日 都内の医療機関を受診
- 〇月〇日 遺伝子検査の結果、新型コロナウイルス（COVID-19）陽性と判明
※当該者に直近の海外渡航履歴はありません。
- 現在、所管保健所の指導のもと都内のホテルにて療養中

これまで当社では、専門家会議の指嚮や東京都からの要請を踏まえて、いわゆる「3つの密」を避けるため、手洗い、手指消毒、マスク着用等個人でできる感染防止策の徹底をはじめ以下の対応を進めて参りました。

- 事業（会議、セミナー、講演会、飲食を伴う懇親会等）の中止もしくは延期
- 発熱等の風邪症状がある社員の出勤見合わせ
- 不要不急の社内会議・打合せ、来客対応の中止
- 時間外業務・出張の原則禁止
- 時差出勤・テレワークの実施・有給休暇の取得促進による出勤者数の削減

現在、所管保健所の指導のもと、当該者の健康状態に関する経過観察、行動歴や濃厚接触者に関する詳しい調査を進めると同時に、当該者が勤務するエリアにて勤務する全社員に対し、本日より〇月〇日までの最長14日間、在宅勤務・自宅待機を行うように指示したところです。なお、当該者が勤務の關立ち寄った可能性のあるエリア、使用した什器につきましては速やかに消毒作業を実施いたします。

今後につきましては、所管保健所をはじめ関係機関と連携し、社員・ご家族の安全確保を最優先に、社内外への感染拡大防止に向けて最大限努力して参る所存です。皆様方には多大なるご迷惑をお掛けしますこととお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 株式会社 □□ 総務・広報グループ 広報担当 △△
TEL: 03-XXXX-XXXX / e-mail: ...@...co.jp

【参考3】感染者が発生した場合の公表文例2

簡易バージョン

2020年〇月〇日
株式会社 □□

総務・広報グループ 広報担当

当社における新型コロナウイルス感染者の発生について

2020年〇月〇日、当社〇〇営業所に勤務する従業員1名が新型コロナウイルス（COVID-19）に感染していることが判明いたしましたので、下記のとおりご報告申し上げます。

- 感染者 : 当社〇〇営業所に勤務する社員 1名
(住所・建物名・階数 等)
- 濃厚接触者 : 現在、所管保健所の指導のもと確認中
- 経緯 : 〇月〇日（曜日） 症状を覚知、
〇月〇日（曜日） PCR検査を受検。
〇月〇日（曜日） 午後に陽性が判明。
※ 最終出勤日：〇月〇日（曜日）
- 対応 : 〇月〇日（曜日）、感染疑いがある就業者の連絡があったため、同日、当該就業者の行動範囲の共用部の消毒作業を実施。
- 消毒箇所 : 営業所内、ビル通用口、共用廊下、トイレ、給湯室

今後につきましては、所管保健所をはじめ関係機関と連携し、感染拡大防止に向けて最大限努力して参る所存です。

皆様方には多大なるご迷惑をお掛けしますこととお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 株式会社 □□ 総務・広報グループ 広報担当 △△
TEL: 03-XXXX-XXXX / e-mail: ...@...co.jp

両書式とも、
貴社の状況に応じて
加筆・修正すること

Part 4 Q & A、リンク集

【参考4】行動記録表様式例と健康管理表様式例

＜行動記録表 様式例＞

- ・感染発覚後に過去の行動を振り返るほか、濃厚接触者を特定するために使用する（保健所の調査の参考となる）
- ・日付、時刻、どこで、誰と、何をしたかといった情報に加えて、相手の連絡先や当日のマスク使用・手指消毒の有無などを記載するとよい。

①いつ		②どこで（接触場所）	③何をしたか（同居者以外の者との接触状況）	④誰と（接触者氏名）	⑤連絡先（接触者の連絡先）	⑥備考
日付	時刻					
4/○	9:00～12:00	〇〇株式会社	職場に出勤	〇〇太郎、〇〇花子、△△次郎	〇〇株式会社 000-000-0000	全員マスク着用
	13:30～15:00	〇×株式会社	会議	〇×部長、△△主任	〇×株式会社 999-999-9999	全員マスク着用
/						
/						
/						

＜健康管理表 様式例＞

氏名		発症初発日		年		月		日		病歴	
		観察開始日	開始後1日目	開始後2日目	開始後3日目	開始後4日目	開始後5日目	開始後6日目	開始後7日目	開始後8日目	開始後9日目
日付		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
最高体温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
呼吸器症状	咳嗽	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無
	呼吸困難（息苦しさ）	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無
	鼻汁・鼻閉	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無
	咽頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無
	喉炎・咽頭	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無
	結膜充血	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無
	腫痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無
	全身倦怠感（強いだるさ）	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無
	関節筋肉痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無
	下痢	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無
その他	意識障害	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無
	けいれん	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無
その他											
備考											

・自分自身の健康状態をチェックするために使用。

・体調不良後の経過観察にも利用できる。

【参考5】個人情報の第三者提供に関する同意書例

株式会社 〇〇
代表取締役 ×× ×× 様

個人情報の第三者提供に関する同意書

私は、貴社が取得した私に関する情報を第三者に提供することについて、下記のとおり同意します。

記

1. 情報を提供する第三者

- ・当社従業員のうち、別紙「行動調査報告書」に記載された接触者
- ・当社産業医
- ・△△区保健センター

2. 提供する個人情報

- ・氏名、所属部署
- ・別紙「行動調査報告書」記載の事項（調査日、勤務場所、業務内容、接触者の氏名・属性）
- ・症状及び治療状況

3. 第三者における利用目的

- ・新型コロナウイルス感染経路の確認のため
- ・社内・社外における新型コロナウイルス感染症の拡大・二次感染防止のため
- ・当社事業活動の継続等の判断をするため

以上

2020 年 月 日

氏名:

両書式とも、
貴社の状況に応じて
加筆・修正すること